

神奈川県最低賃金改定等についての意見書

我が国における働く者の雇用と生活は、所得の低迷や格差拡大などに歯止めがかかっておらず、非正規労働者は全雇用労働者の35%を上回り、年収200万円以下で働くワーキングプアは1100万人近くに及んでいる。また、非正規労働者には、自ら生計を維持している労働者層も拡大しており、地域別最低賃金制度における「すべての労働者についての賃金の最低限を保障するセーフティネット」の役割は、ますます重要になってきている。

このような中、生活保護基準を2013年度から3カ年で6.5%の大幅引下げを含む同年度一般会計予算が編成された。2013年度の地域別最低賃金の改定にあたっては、2007年施行の改正最低賃金法および2010年の雇用戦略対話合意の見直しにあたっては、適切な対応を求め、生活保護基準の引き下げが他の制度に波及し「貧困の連鎖」を引き起こさないようにしなければならない。一方、特定(産業別)最低賃金は、セーフティネットである地域別最低賃金と別の役割を果たす位置づけとして、当該産業の労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認め、関係労使のイニシアチブにより設定するものであり、かつ、地方最低賃金審議会での審議は、労使協議を補完・代替する役割を担っている。しかしながら、近年、地域別最低賃金の上昇もあり、結果として、すべての産業における特定最低賃金の改定にあたっての必要性審議において「必要性あり」には至らないケースが発生している。

2013年度の特定(産業別)最低賃金の改定にあたっては、その役割を果たすために、制度の正しい理解のもと、当該産業の労使のイニシアチブを最大限尊重した「必要性審議」が行われることが重要であると考えます。

よって、貴職におかれては 2013 年の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 地域別最低賃金の改定にあたっては、2009 年度の神奈川地方最低賃金審議会で公労使が結審した神奈川の「生活保護との整合性」を図る観点から、生活保護との乖離解消を本年度で実現すること。
- 3 特定(産業別)最低賃金の改定にあたっては、法が定める以下の役割等が果たされるよう、その趣旨および内容の周知徹底を強化されること。
 - ①当該産業の労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認め、関係労使のイニシアチブにより設定するものであること。
 - ②上記の位置づけを踏まえ、地方最低賃金審議会における「必要性審議」にあたっては、従来の本審での審議だけでなく、当該産業の労使が入った場(専門部会等)も含めた審議方法も含め、どちらかの審議方法を適用するかについて、地方最低賃金審議会決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

平塚市議会